

環境審議会資料
平成28年8月29日
環境部環境総務課

秋田市環境基本計画の改定方針

1 現行計画の課題および改定に当たっての方針

(1) 現行計画における課題

- ① 環境基本計画は、環境施策に関する基本的な計画と位置づけられるが、環境部門の施策のほか、除排雪、森林・農地の保全活用、歴史・文化、インフラ整備から維持管理業務まで、幅広く施策・事業が掲載されており、環境部門において計画を進行管理する上で課題となっている。
- ② 環境に関する基本計画といいながら、内容が細部にわたり、文書量が多いことから、わかりやすいもの、読みやすいものとなっていない。
- ③ 上位計画・関連計画との整合を図る必要がある。

(2) 改定の視点

- ① 対象となる環境の範囲を再整理した上で、適切な目標指標およびリーディングプロジェクトの設定等、重点を明確にした、より実効性の高い計画づくりを目指す。
- ② 計画の全体構成の見直しや編集・デザインに配慮する。
- ③ 総合計画で位置づけた環境分野の成長戦略や地球温暖化対策実行計画の新たな目標等、最新の関連計画に整合した計画として見直しを図る。

2 現行計画の概要

(1) 現行計画の構成

序論	計画の基本的な考え方
計画編	環境の保全と創造に向けた施策の展開
行動編	各主体における自主的な取組
地域編	地域づくりにおける環境配慮の推進
推進編	計画を推進するための取組
資料編	計画に関する資料

(2) 各構成の内容

<序論：計画の基本的な考え方>

- ① 計画の策定方針や目的、位置づけなどの基本的事項について簡潔に説明

<計画編：環境の保全と創造に向けた施策の展開>

- ② 秋田市環境基本計画の目指す望ましい環境像「人にも地球にもやさしいあきた」を具体化していくため、環境都市あきた宣言の5つの理念を基本目標に設定
 - ・ 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかなくらしを守ります
 - ・ 多様な自然をとくとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます
 - ・ 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします
 - ・ 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます
 - ・ 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します
- ③ 本市で行う環境関連事業のうち、計画全体を牽引するような、先導的に取り組むべき課題を5つの基本目標ごとに整理し、5つの重点的取組分野として設定

<行動編：各主体における自主的な取組>

- ④ 本市が目指す環境像の実現に向け、日常生活、事業活動等それぞれにおいて、環境へ配慮すべき基本的な考え方を各主体別に設定
- ⑤ 環境配慮指針の実行によりどの環境項目に効果があるか記載

<地域編：地域づくりにおける環境配慮の推進>

- ⑥ 本市を7つの地域に分け、各地域の基本的な環境特性を示した上で、土地利用などにおける環境配慮のガイドラインとして設定

<推進編：計画を推進するための取組>

- ⑦ 計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、環境指針による把握、環境審議会での審議、市民への環境指標等の公表により、PDCAサイクルの一連の手續に沿って実施

3 改定計画の概要

(1) 改定計画の構成

- 序論 計画の基本的な考え方
- 計画編 環境の保全と創造に向けた施策の展開
- 推進編 計画を推進するための取組
- 資料編 計画に関する資料

※ 行動編については、計画編等の中でコラム等を掲載するなどして対応を検討

※ 地域編については、序論で地域ごとの特色を整理し、望ましい環境像を設定する際の基礎資料として位置づける（簡略化を図る）。もしくは、7地域ごとに整理するのではなく、市街地・山間部、海・川・山などの項目で整理することも検討する。

(2) 各構成の内容

<序論：計画の基本的な考え方>

- ① 読み手にとってのわかりやすさの観点から、導入部分で計画の全体像を視覚的に示す。
- ② 計画の位置付けなどに加えて、本市の環境を取り巻く状況について、読み手が改定の経過および環境保全等の必要性を実感しやすいように示す。

<計画編：環境の保全と創造に向けた施策の展開>

- ③ 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向については、現行計画をベースにしながらも、点検・見直しを行い、分野横断的目標を設定することを検討する。
- ④ 基本目標については、現行計画をベースにしながらも、具体的な施策や事業の方向性を示す施策の大綱として記載（上位計画である総合計画や関連計画との整合を考慮して設定する。）する。
- ⑤ ワークショップにおいて得られた意見を可能な限り計画に反映させる。

<推進編：計画を推進するための取組>

- ⑦ 現行計画における評価指標について、成果指標となる客観的評価、環境施策の定性的評価等により、未達成分を洗い出し、解決すべき課題に対する効果的な施策を展開していく。
- ⑧ 現行計画と同様に、環境指標を用いたP D C Aサイクルで進行管理を行う。

4 改定計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

環境基本計画は、本市の総合計画である「県都『あきた』成長プラン」を環境面から補完するとともに、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的・計画的に推進することにより、環境基本条例および環境都市あきた宣言で示された基本理念の具体化を図っていくことを目的とする。

(2) 計画の対象地域

秋田市全域を対象範囲とするが、広域的な取組の必要性から近隣地域との関連も考慮する。

また、地域環境に配慮した環境づくりを行う必要があることから、自然的条件、社会的条件等を考慮して地域区分を設定する。

(3) 計画の対象とする環境の範囲

「環境都市あきた宣言」の理念に基づき、基本目標を支える環境分野を次のとおり設定する。

基本目標 1：清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります

- ① 大気環境の保全
- ② 水環境の保全（水資源、海辺の保全（マイクロプラスチック等）を含む。）
- ③ 安全な生活環境の保全

基本目標 2：多様な自然をとうとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます

- ① 自然環境の保全と活用
- ② 自然とのふれあいの確保

基本目標 3：知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします

- ① 循環型社会の実現
- ② 低炭素社会の構築

基本目標 4：世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます

- ① 環境保全行動の促進
- ② 協働による取組の促進

基本目標 5：一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② 秋田らしい環境共生スタイルの普及

(4) 計画の対象とする期間

計画の期間は、平成29年（2017年）度から平成38年（2026年）度までの10年間とする。

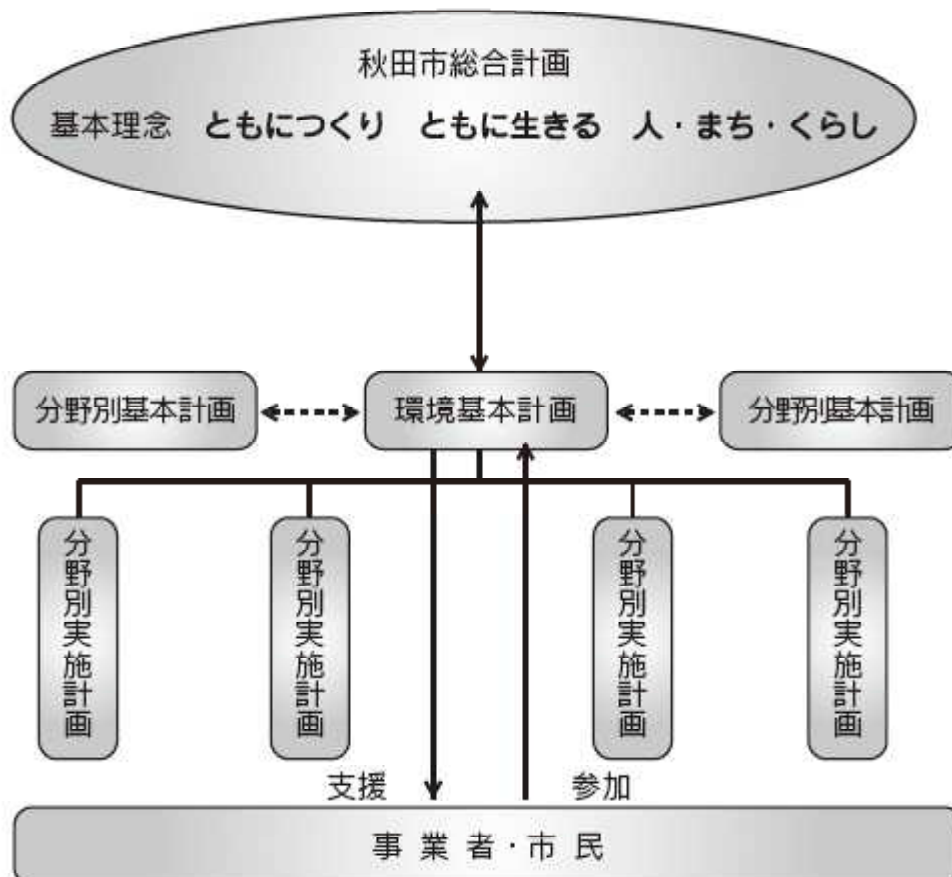
なお、環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画を定期的に更新していく。ただし、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。

(5) 計画の位置づけ・役割

環境基本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化を図るものであり、同条例第8条の規定に基づく、環境の保全および創造に関する基本的な計画となる。

また、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示し、市民・事業者・市による取組の指針を提供するとともに、環境分野の関連計画に対し施策の基本的方向性を与える役割を担う。

環境基本計画の位置づけ



(6) 関連計画との役割分担

市では、環境基本計画において定める長期的目標（望ましい環境像・基本目標）に沿って施策を推進するため、各環境分野の関連計画との連携・整合を図る。

また、次に示す関連計画において、該当する環境施策の推進及び進行管理を行っていくことで、市内の横断的な連携のもと、環境基本計画の総合的な推進を図る。

環境分野	関連計画	該当する環境施策
身近な自然	秋田市緑の基本計画	まちの中の緑の保全と創出
	社会資本総合整備計画	親しみやすい水辺の保全と創出（河川改修、橋りょうの整備）
	秋田市雪総合対策基本計画	雪と向き合うまちづくり
自然の公益的機能	森林経営計画の認定制度 秋田市地域防災計画	森林の整備、公益的機能の保全と活用
	秋田市農林水産業・農村振興基本計画	農地の公益的機能の保全と活用
エネルギー・資源、地球環境問題	秋田市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進、低炭素社会づくり